

# 委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(Web会議)**

**第6条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## R3 波土 芥附海部線 海・小谷～櫛川 環境調査業務 仕様書

### 1.業務目的

本業務は、一般県道芥附海部線において、周辺環境の現況を把握し、道路改築による周辺環境への影響を検討する基礎資料を得ること及び保全措置の計画と実施、重要環境のモニタリング調査を目的とする。

### 2.業務位置

海部郡海陽町小谷～櫛川（道路計画延長 L = 2.3km）

### 3.業務項目及び数量

3-1.打合せ協議 5 回

3-2.関連機関打合せ協議（資料作成含む） 1 回

3-3.計画準備

3-4.植物調査

現地調査・・・・・・・・・・1 季

3-5.湿地環境調査

哺乳類調査・・・・・・・・・・4 季

両生類調査・・・・・・・・・・4 季

昆虫類調査・・・・・・・・・・1 季（3 回）

植生作成調査、群落組成調査、UAV 撮影・・・・・・・・1 季

物理環境調査・・・・・・・・・・4 季

3-6.環境配慮資料作成

### 4.業務内容及び方法

4-1.打合せ協議

- 1) 業務着手時：業務全体の内容確認
- 2) 中間協議：中間報告
- 3) 成果品納入時：成果品の内容確認・提出

4-2.計画準備

本業務を実施するにあたり、既往報告書等を確認のうえ業務計画書を作成する。また、対象種について既往報告書を確認し、状況等を把握・整理し、業務実施の準備を行う。

4-3.植物調査

重要な種であるタヌキマメを対象とし現地調査を実施するとともに、ツチグリカンアオイ（カンアオイ属の一種を含む）とタヌキマメの保全措置等を実施する。

1) 現地調査

タヌキマメを対象として既往調査で生育が確認された箇所を中心に、夏季に生育状況を確認し記録を行う。周辺環境の状況も合わせて記録する。

2) データ整理

現地調査終了後、データ整理及び速報を行う。

### 3) 保全措置計画の立案

現地踏査を行い、ツチグリカンアオイ（カンアオイ属の一種を含む）とタヌキマメ移植先の選定、移植の方法や時期等について保全措置計画を作成する。

### 4) 学識者ヒアリング

立案した保全措置計画について、学識者の助言を受け（1回）、保全措置計画に反映する。

### 5) 保全措置の実施

学識者の助言を踏まえて立案した保全措置計画に基づき、保全措置を実施する。

### 6) 保全措置実施結果の整理

実施した保全措置の結果をとりまとめる。

### 7) モニタリング調査計画の立案

実施した保全措置に対し、今後のモニタリング調査計画を立案する。

### 8) 報告書作成

植物調査の結果を整理し、適切な図表とともにわかりやすくとりまとめる。

## 4-4.湿地環境調査

既往調査で確認された重要な湿地環境についてモニタリング調査を行い、今後の保全措置のための基礎資料を得る。また、湿地環境の創出について検討を行う。

### 1) 現地調査

湿地における哺乳類、両生類、トンボ類の生息状況及び利用状況、湿地環境の物理状況、植生図作成調査を実施する。

・哺乳類調査：春季～初夏、夏季、秋季、冬～早春季に各1回、大型哺乳類による湿地環境の利用状況をフィールドサイン法及び無人撮影法により調査する。

・両生類調査：春季～初夏、夏季、秋季、冬～早春季に各1回、繁殖・生息状況を調査する。

・昆虫類調査：トンボ類を対象として、初夏～夏季に3回、相及び生息状況を調査する。

・植生図作成調査、群落組成調査：秋季に1回行う。また、UAVにより湿地環境の写真を撮影する。

・物理環境調査：春季～初夏、夏季、秋季、冬～早春季に各1回、湿地環境の物理状況（たまりの個数、サイズ、水深・水温等）を調査する。

### 2) データ整理・速報等の作成

調査終了後、データ整理及び速報、必要に応じて特殊事項をとりまとめ、関係協議に資する資料を作成する。

### 3) 湿地環境創出検討

事業実施による環境への影響のミティゲーションとして、湿地環境の創出に向けた検討を行う。現地踏査により湿地創出可能な場所の探索を行い、環境条件について確認・整理する。また諸条件を合わせて創出についての検討を行う。

### 4) 学識者ヒアリング

学識経験者に湿地環境の現状を現地視察により確認を行い、湿地環境の保全に係る助言を受ける（1回想定）。

#### 5) 報告書作成

現地調査の結果を整理し、適切な図表とともにわかりやすくとりまとめる。また、学識者ヒアリング結果についてもとりまとめる。

#### 4-5.環境配慮資料作成

工事時に留意すべき事項や内容として、対象種、工事との位置関係、詳細位置、概況、各種の生態情報等について、図表や写真を用いてわかりやすくとりまとめる。